

表 水道施設への被害情報及び水質事故等の関する情報の提供について(分類と概要)

水道施設への被害及び水質事故の種別	想定される主なケース(※1)	報告経路 (大臣認可水道事業者)	報告経路 (都道府県)	厚生労働省水道課 の担当窓口
1. 自然災害による断水等 水道施設への被害が確認された場合	・地震による断水等の被害 ・豪雨による断水等の被害 ・その他の自然災害による断水等の被害	都道府県経由で報告	都道府県ごとの状況を取りまとめて水道課に報告(※2)	水道課給水装置係
2. 渇水による断減水が発生した場合	・渇水に伴う断減水等の被害	都道府県ごとの状況を取りまとめて水道課に報告	都道府県ごとの状況を取りまとめて水道課に報告(※2)	水道計画指導室
3. 事故その他の原因による断減水が発生した場合	・自然災害及び渇水以外の事故その他の原因による断減水等の被害 (例)－配水管の破損事故による断減水等の被害 －水道施設の障害等による断減水等の被害 －社会的な影響が大きい事故	水道課に直接報告 (必要に応じ、都道府県にも報告)	把握した時点で、水道課に報告(※2)	水道計画指導室
	－給水装置に係る重大な事故	〃	〃	水道課給水装置係
4. 健康に影響を及ぼす(おそれのある)水質事故の発生が確認された場合	・水道施設や飲用井戸等における水質異常 ・飲料水を原因とする食中毒等 ・水道原水等での耐塩素性病原生物の検出	水道課に直接報告 (必要に応じ、都道府県にも報告)	把握した時点で、水道課に報告(※2)	水道水質管理室
5. 断減水発生事態以外 (1)水道に対するテロが発生した場合	・水道に対するテロ	水道課に直接報告	把握した時点で、水道課に報告(※2)	水道課
	(2)水道における情報システム障害が発生した場合	水道課に直接報告	把握した時点で、水道課に報告(※2)	水道課

※1) 上記のどの種別にも当てはまらない、または、判断が困難、というケースについても、水道水や水道施設への大きな影響が生じているもの又は懸念されるものについては、必要に応じ、厚生労働省水道課までご連絡をお願いします。

※2) 休日・深夜等に大規模な断水被害や大規模・重大な水質事故が発生した場合は、緊急時用携帯電話に連絡してください。